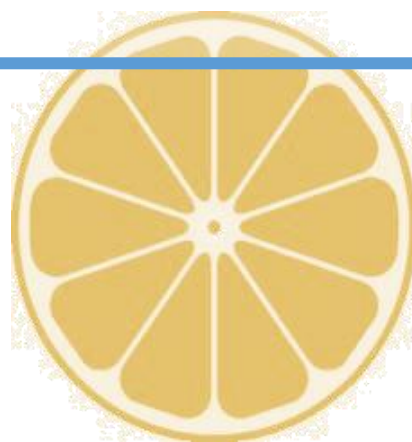
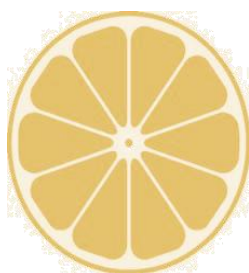


「認知症カフェ」 運営事業の手引き

平成31年4月 第3版



【問い合わせ先】

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市保健福祉局健康長寿課
地域包括ケア推進室

☎086-426-3417

☎086-422-2016

E-Mail : wfgsc@city.kurashiki.okayama.jp

1. 認知症カフェとは

認知症カフェは、認知症になっても住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるように、認知症の人への効果的な支援や認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症の人とその家族、地域住民など誰もが気軽に集える「つどいの場」です。

どなたでも参加でき、取り組みは様々ですが、倉敷市では、認知症カフェを、誰もが気軽に集い、専門家のアドバイスを得ながら、認知症の悪化防止・相互交流・情報交換などが行える地域の活動拠点として育てていきます。

2. 認知症カフェ運営事業への助成

(1) 認知症カフェを運営する団体や個人に、年間5万円を上限に、助成の対象となる運営費用の1/2を助成します。

なお、認知症カフェの運営期間が1年に満たないとき（認知症カフェを実施しない月がある場合）は、実施月数を12で割って得た数に上限額50,000円をかけて得た額を上限とし、助成します。（千円未満は切り捨てます。）

（例）認知症カフェを7か月実施した場合の上限額・・・

$$\cdot 7 \div 12 \times 50,000 \div \underline{\underline{29,000}} \text{円}$$

(2) 助成の対象となる事業

認知症カフェにおける集いの場を開催する事業であって、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ア 認知症カフェが倉敷市内にあり、10人以上活動できるスペースがあること
- イ 毎月1回以上開催すること
- ウ 認知症の人、その家族、地域住民、専門家が参加できるものであること（認知症の人、その家族は、おおむね市内に居住していること）
- エ 市民ボランティアを積極的に受け入れること
- オ 宗教的又は政治的活動を伴わない活動内容であること
- カ 法令及び公序良俗に反しない活動内容であること

(3) 助成の対象となる運営費用

認知症カフェのスペースの賃借料、事業運営のための備品、消耗品、印刷費用のほか、茶葉代や賄い材料費などは対象となります。

ただし、特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入費用、運営団体構成員のみの会合飲食費や接待費、交際費などは対象となりません。

(4) 助成の対象となる団体や個人

倉敷市内で、認知症カフェを実施する団体や個人とします。(暴力団や暴力団が実質的に経営に関与している団体や個人、暴力団と密接な関係を有する団体や個人は助成の対象となりません。)

3. 助成金を受けるには

(1) 助成金の交付申請

認知症カフェにおける集いの場を開催する日までに、申請書など次に記載の必要書類を提出してください。継続して実施しているときは、実施年度の初回開催日までに提出してください。

ア 倉敷市認知症カフェ運営助成金交付申請書 (様式1)

イ 倉敷市認知症カフェ実施計画書 (様式2)

※見取り図、位置図を添付 (継続して実施しているときは、実施場所を変更した場合のみ添付)

ウ 倉敷市認知症カフェ収支計算書 (様式3)

エ 債権者登録申出書 (様式10)

(※倉敷市に口座振替払いの[登録がない場合に必要](#))

(提出先) 倉敷市保健福祉局健康福祉部 健康長寿課地域包括ケア推進室
電話 086-426-3417(本庁舎1階 10番窓口)

(2) 申請から助成金支払い、実績報告までの流れ

- ① 申請書を受理した日から1か月以内に、提出書類について交付の適否、助成金の額等を審査の上、適当と認めたときは助成金の額を決定し通知します。

- ② 前金払いを希望される方は、決定通知に記載された交付決定額をご確認のうえ、請求書を提出してください。請求書を受理した日から30日以内に助成金を指定の銀行口座に振り込みます。
- ③ 実施計画に沿って事業を実施します。事業完了後に事業実績報告書を提出していただきますので、事業に係る収支計算及び参加者内訳は、逐次作成しておいてください。
- ④ 事業が完了したら、完了の日から30日以内又は年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書など次に掲げる必要書類を提出してください。年度の途中で事業を廃止した時は、事業完了後30日以内に提出してください。

ア 倉敷市認知症カフェ運営事業実績報告書（様式5）

イ 倉敷市認知症カフェ事業実績書（様式6）

ウ 倉敷市認知症カフェ収支決算書（様式7-①）

※様式7-②は提出不要。毎月の管理に活用ください。

エ 活動中の写真（様式8）

（参加者の活動の様子や内容がわかるもの2枚）

- ⑤ 実績報告書を受理した日から1か月以内に、審査し助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し通知します。
- ⑥ 助成金の確定通知が届いたら、その通知に記載されている金額をご確認いただき、請求書を提出してください。

※ なお、助成金の交付決定後、開催日時や場所等事業の実施内容を変更し、又は事業を中止もしくは廃止しようとするときは、**変更の手続きが必要**となるため、速やかに健康長寿課地域包括ケア推進室までご連絡ください。

（3）返還等が生じる場合

次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又はその一部を返還することになります。

①実績報告書を提出しなかったとき

②助成金の前金払いを受けており、交付確定額が、交付決定額に満たなかったとき

③虚偽又は不正の申請により、助成金の支払いを受けたとき

4. その他（事業実施上の留意事項）

- (1) この事業の助成金の交付を受けて実施する認知症カフェは、倉敷市健康長寿課地域包括ケア推進室のホームページやチラシなどへ掲載し、市民の方に周知します。
- (2) 認知症カフェの実際の様子を見学させていただく場合があります。
- (3) この事業を実施する団体や個人は、積極的にボランティアを受け入れていただくようお願いします。
- (4) 実績報告書の提出の際、領収書の添付は必要ありませんが、必要に応じて提出を求める場合がありますので、保管しておいてください。
- (5) 高齢者支援センターが実施する認知症カフェの場合、法人名で申請を行ってください。
- (6) 運営にあたり、安全対策をお願いいたします。
- (7) その他、ご不明な点は健康長寿課地域包括ケア推進室までご連絡ください。

